

公立学校共済組合静岡支部運営審議会議事録

- 1 日 時 令和元年6月14日（金） 午前9時55分から11時00分
- 2 場 所 静岡県教育会館4階A会議室
- 3 出席者 鈴木一吉（会長） 内山靖行、志村剛和（代理 木村功）、
杉浦耕士、鈴木伸昭、羽田明夫（代理 田中潤）、深田祐文、
古田由香理、宮崎文秀
の各委員
- 4 議 題 【議案】平成30年度事業報告及び決算
- 5 報告事項 (1) 厚生労働省の毎月勤労統計調査に係る育児休業手当金及び介護
休業手当金の追加給付について
(2) 新たな任用制度の施行に伴う対応について
- 6 そ の 他 参考資料により、「平成30年度 教職員の健康診断結果及び長期
療養者の状況等」について情報提供を行った。
- 7 議 事
 - (1) 議案については、原案どおり承認された。
 - (2) 質疑及び意見（要旨）は別添のとおり。

委 員	質 疑 又 は 意 見	事務局	回 答
鈴木委員	【報告事項】 （厚生労働省の毎月勤労統計調査に係る育児休業手当金及び介護休業手当金の追加給付について） 育児休業手当金及び介護休業手当金の追加給付は、どの時点で遡って給付するのか伺う。 また、どの程度の対象者を見込んでいるのか伺う。 更に、何を財源にして追加給付を行うのか伺う。	都 築	今回の追加給付は平成17年4月まで遡ることになり、対象者は現在、共済組合本部にて調査中のため、どの程度の規模になるのかは不明である。対象となる者は、給付上限相当額に達している者となるため、比較的給与（標準報酬月額）が高い者となる。当共済組合本部で、一日当たりどの程度追加給付になるのか試算を行ったところ、5円から60円程度になる見込みとのことである。なお、給与（標準報酬月額）が高い者ほど差額給付が発生する。差額給付額は、一日当たりの差額に実給付日数を掛けた額となる。この追加給付は、組合員からの請求行為は不要とする。財源は、これまでどおり組合員から徴収する掛金と地方公共団体が負担する負担金となる。
鈴木委員	（新たな任用制度の施行に伴う対応について） 平成30年8月31日付けで各市町教育委員会に採用予定者数の調査を行ったと記載があるが、どの者を対象として調査を行ったのか伺う。	参 事	本部広報誌「共済フォーラム」6月号の21ページに、この追加給付について組合員に周知しているので御一読願いたい。
鈴木委員	27の市町が予定なしとあるが、該当者がいないと考えてよいか伺う。	都 築	対象者は、会計年度任用職員と新たな臨時的任用職員であり、いわゆる共済組合員となり得る者である。現在、静岡県では2,000人を超える者が対象となる試算が出ているが、政令市の動向が不明であり、全体の規模は把握できていない。今後、改めて調査を行い翌年4月に向けて内部の体制を整えていく予定である。
鈴木委員		参 事	静岡県は6月議会で条例が上程される予定であるため、市町においては状況が把握できていないのが実態と思われる。「予定なし」ではなく不明と解釈いただきたい。条例が上程され次第、改めて各市町に調査を行う予定である。

委 員	質 疑 又 は 意 見	事務局	回 答
深田委員	新たな任用により、組合員となる者の共済組合の各事業の取扱いについて、どのように検討し決定しているのか伺う。	都 築	短期給付及び長期給付は、組合員であれば現職の組合員と同様となるが、保健事業、貸付事業は現職の組合員と同様の取扱いにすることができないことが見込まれる。貸付事業は、当共済組合本部にて、全国的な取扱いとして特別貸付けのみ行うことが決定している。保健事業は、支部の裁量次第であり今後、詰めていく必要がある。例えば、人間ドック等の健康診断は4月1日現在の年齢で対象者を決定しているが、この原則を崩してしまうと、受入れの病院が確保できない等の問題が発生することが想定される。したがって、これまでどおり4月1日現在組合員の者を対象とすることが望ましいと考えるが、検討中である。
宮崎委員	市町教育委員会が任命する者のうち、公立学校共済組合員となり得る者とはどのような者を想定しているのか伺う。	都 築	現在、磐田市教育委員会が任命している「ふるさと先生」も組合員と予定する報告が提出されている。その他では、臨時的な事務職員を想定しているが、一般的に市町教育委員会に任命された者は、市町村職員共済組合に加入することになるため、ごく僅かな者に限定されると思われる。この件は、今後の調査において状況を把握し詰めていく必要がある。
内山委員	臨時的任用職員である期間中に本務職員となった場合、共済組合員番号は引継ぐのか伺う。	都 築	現状、職員番号が共済組合員番号となるため、事例は異なるが、例えば、小中学校の教員が高等学校の教員になった場合、共済組合員番号は変わることになる。よって、静岡県や市町教育委員会の取扱いに左右されることになるが、臨時的任用職員が本務職員となった場合は共済組合員番号が変わることが想定される。
		参 事	組合員資格に変更は生じないため、組合員番号の変更のみ行うことになる。電算処理上、臨時的任用職員が本務職員になった場合に差異があるとすれば、それに沿った事務処理を行うので、御了承いただきたい。

委 員	質 疑 又 は 意 見	事務局	回 答
深田委員	【参考資料】 （平成 30 年度 教職員の健康診断結果及び長期療養者の状況等） 教職員の特別休暇や休職者のうち、精神疾患で休まれている者の特定の原因は把握しているのか伺う。	若 松	精神疾患で休業している者全員の経過は把握できていないが、メンタル不調で 30 日以上休業した場合は、健康審査会を経て職場復帰しているため、経過が把握できている。平成 30 年度は健康審査会を経た者が 68 名であった。その者の原因を分析したところ、職場環境が変わったなどの理由が多数という結果になった。 新規採用者でメンタル不調により休業した者は 8 名おり、20 代及び 30 代の者であった。 全体的に職場が変わり一年目にメンタル不調になる者が多いと分析している。また、過去に休業していた者が、再度休業する事例が多い。 この件については、人事主管課や教育政策課、サポートルーム相談員等が集まるサポート事業連絡会で情報共有している。